

平成 23 年 8 月 2 日

国際化推進センター長

平成 24 年度協定校等への派遣学生募集要項

平成 24 年度協定校等への派遣学生を次のとおり募集する。

1. 派遣時期
平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日の間に出発
2. 派遣期間
1 ヶ月～1 年以内（協定校への派遣は、協定により派遣期間等が定められている。）
3. 国際化推進センター負担経費
 - (1) 渡航費：日本発の往復国際航空券を現物支給する。
 - (2) 日 当：1 日につき 1,000 円とし、18 万円を上限とする。
 - (3) 宿泊費：1 泊につき 1,500 円とし、27 万円を上限とする。（ただし、食費及び機中泊はこれに含まない。）

（注）派遣先大学及び他機関等が負担する経費については、本学は負担しない。
4. 授業料等
 - (1) 協定により相互不徴収が定められている場合を除き、派遣先大学の授業料等を納入すること。
 - (2) 本学授業料等を納入すること。
5. 募集対象
当該年度大学院生
6. 申請要件
次の (1) ～ (4) を満たすこと。
 - (1) 本学指導教員と派遣先大学教員との間で共同研究を実施しており、派遣学生の共同指導に係る合意があること。
 - (2) 成績
GPA：4.0 評価基準中 2.5 以上（3.0 以上が望ましい）
 - (3) 語学能力
 - ① 英語能力証明書（TOEFL もしくは IELTS）を提出すること。（受験日から 2 年以内のもの）
TOEFL-ITP530～550 点・IBT71～80 点、IELTS5.0 以上が望ましい。
 - ② 派遣先国での研究に使用する言語が英語以外の場合は、①に替えて、使用言語を明らかにする書類（派遣先大学指導教員とのメール等も可）及び、使用言語の能力を証明する書類を提出すること。（受験日から 2 年以内のもの）
 - a. ドイツ語：ドイツ語技能検定試験 3～4 級程度を取得していることが望ましい。
同試験及びその他のドイツ語検定試験についても、証明書の写しがある場合は提出すること。
 - b. フランス語：実用フランス語技能検定試験 3～4 級程度を取得していることが望ましい。
同試験及びその他のフランス語検定試験についても、証明書の写しがある場合は提出すること。
 - c. その他の言語
留学に支障がないよう習得すること。
 - ③ 英語圏以外の国への派遣を希望する場合、①に加えて派遣先国での生活に支障のない程度に、派遣先国の言語を習得していること。
 - (4) 人物が優れていること
7. 採用予定数
20 名程度

8. 派遣先大学

外国の大学等学術研究機関

9. 申請手続き

(1) 申請書類

- ① 応募申請書：様式 1
- ② 成績証明書：学部及び大学院のもの。
- ③ 履歴書（英語）：様式 2、または様式 2 の記載事項を含むこと。
- ④ 研究計画書（日本語）：様式任意。次の項目を含むこと。
 - ・ 派遣先大学名及び国名
 - ・ 派遣先大学指導教員（所属、役職、氏名、メールアドレス、電話番号等）
 - ・ 研究計画
- ⑤ 研究計画書（英語）：様式任意、④の項目を含むこと。
- ⑥ 語学能力証明書（コピー可）
- ⑦ 本学指導教員の推薦書：様式 3。
- ⑧ 双方の指導教員同士で派遣の合意が確認できる文書（コピー可）

(2) 申請締切日 以下の申請締切日は目安です。各学部事務課で申請締切日を設けていますので、所属学部事務課に確認してください。

<第 1 期>平成 23 年 10 月初旬（目安）：平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日出発の場合

<第 2 期>平成 24 年 2 月初旬（目安）：平成 24 年 8 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日出発の場合

（注）第 1 期募集で定員に達した場合は、第 1 期で募集を締切る。

(3) 申請書類提出先

所属学部事務課

10. 選考方法

書類審査及び面接

11. 申請にあたっての注意事項

- (1) 本制度による派遣は、標準修業年数（修士 2 年間、博士 3 年間）での修了を保証するものではない。
- (2) 派遣期間中の学籍は「留学」となり、在学期間に算入される。
- (3) 派遣先大学で修得した単位の認定を希望する場合は、事前に学部事務課の承認を得ていること。
- (4) 渡航費は、申請書に基づき国際化推進センターが国際航空券を支給する。
- (5) 原則として申請後の期間変更は認めない。変更・キャンセルが発生した場合の手数料は派遣学生の負担とする。
- (6) 派遣期間、派遣先国によっては査証を取得する必要がある。査証申請は各自で行い、その費用は自己負担とする。
- (7) 派遣期間中は、対人・対物損害を含む海外旅行傷害保険等へ加入することが望ましい。なお、保険費用は自己負担とする。

12. 日本学生支援機構 留学生交流支援制度（短期派遣）

留学生交流支援制度(短期派遣)は、我が国の大学が、諸外国の大学と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき、諸外国の大学へ短期間学生を派遣する場合に、当該学生を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を増進するとともに、我が国の大学の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする奨学金です。

申請を希望する場合、本事業の第 1 期に申請し、併せて、9. (1)申請書類に加えて、留学生交流支援制度（短期派遣）申請書を提出すること。

日本学生支援機構ウェブサイト：http://www.jasso.go.jp/scholarship/short_term_h.html

<本件に関する問い合わせ先>

国際交流課（担当：近藤・増田・寺西） 神楽坂校舎 1 号館 2 階

電話：03-5228-8726

E-mail：intlexchg@admin.tus.ac.jp

※件名は「平成 24 年度協定校等への派遣学生募集について」とすること